

平成20年11月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年11月19日

場 所 第1委員会室

平成20年11月19日（水曜日）

午前10時31分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
 2. その他
-

出席委員（12人）

委 員 長	緒 嶋 雅 晃
副 委 員 長	関 師 博 規
委 員	坂 元 裕 一
委 員	福 田 作 弥
委 員	蓬 原 正 三
委 員	黒 木 覚 市
委 員	宮 原 義 久
委 員	河 野 安 幸
委 員	松 村 悟 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（8人）

議 員	中 村 幸 一
議 員	鳥 飼 謙 二
議 員	太 田 清 海
議 員	松 田 勝 則
議 員	西 村 賢
議 員	武 井 俊 輔
議 員	権 藤 梅 義
議 員	田 口 雄 二

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課主査	坂 下 誠一郎

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速、委員協議に入ります。

本日は、前回の委員会に引き続き、資料1の検討すべきテーマについて、各会派の見解をお伺いしていきたいと考えております。なお、前回の委員会までに出されました各会派の見解は、資料2のほうにまとめておりますので、御確認ください。

それでは、自民党のほうから集約された見解等について御報告をお願いいたします。

○蓬原委員 報告いたします。

我が会派内で協議した結果であります。結論といたしまして、任意合区は行わないとの結論に達しました。すなわち、現行どおりの16選挙区のままということであります。ただし、市町村合併が行われた場合、選挙区は必然的に合わさるということから、現在、合併の協議が進んでいる宮崎市あるいは小林市において合併が進めば、14選挙区となる可能性がある。任意合区については、以上であります。

○緒嶋委員長 次に、社民党の満行委員、資料2についての何か補足説明等はございませんか。

○満行委員 変わりません。資料2のとおりです。

○緒嶋委員長 愛みやぎき、函師副委員長。

○函師副委員長 愛みやぎきといたしましては、当初、総定数を36という定数を提示させていただいておりました。この定数につきましては、最大限、県内選挙区を任意合区した場合の定数として想定しておったんですが、現実的な判断も加味した上で、この36という定数を39と改めさせていただきまして、そして、任意合区も最大限行っていくという内容に訂正をさせていただきます。

ただし書きの15条8項につきましても、こちらは、前回の提示同様、今回は適用しないという内容を採用させていただきたいと思っております。理由といたしましては、死に票を減らす、1人区が多くなりますと死に票が多くなっていくということもありますし、一票の格差が大きく広がってしまうことも考えられます。また、全国的には道州制も流れとしてあるわけでありまして、基礎的自治体が30万人規模ということも検討されておる中、選挙区だけが少数自治体のまま残っていくというのは、時代の流れにも逆行しているものと考えられます。よって、我々は、最大限任意合区をした上で、15条8項のただし書きも適用しないという方針にさせていただきたいと思っております。以上です。

○緒嶋委員長 次に、公明党、河野委員。

○河野哲也委員 前回と一緒にですが、合併を想定される場合はという先ほどの自民党の説明と一緒にです。

○緒嶋委員長 次に、民主党、井上委員。

○井上委員 民主党としては、総定数については39ということで、そして任意合区については、最大限任意合区を行うということで結論づけました。ただし書きについては適用しない、このとおりです。以上です。

○緒嶋委員長 それでは、任意合区等について、自民党のいろいろな説明もあったわけですけど、そこで各党派の見解について、それぞれ、お互い質問や意見交換等をしてみたらと思います。

○蓬原委員 自民党は結論だけ申し上げましたが、28名の議員の中でかなり突っ込んだ議論をしてきておまして、その中身についても、ある程度御説明をさせていただきたいと思っています。

任意合区をすべきでないということの結論に達した理由であります。大きくは4つほどありまして、公職選挙法の原則は、郡市単位での選挙区設定でありますので、この法の原則を尊重すべきであるという考えがまず基本にございます。そして、1人区であっても、1つの郡市である以上は、これを尊重して維持すべきである。実際に全国の状況を見ても、選挙区のうち40%は1人区となっております。

2番目でありまして、公職選挙法では、「任意合区は、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」となっております。合理的な理由がない以上、任意合区は行うべきではない。1人区の解消という理由が合理的理由と言えるかは疑問である。

3番目、1人区の市町村の住民は決して任意合区は望んでいないという現実がございます。自分の地域の代表として、自分の市町村から1名の議員の確保をしたいとの声も大きいわけでありまして、これは昨年、各市町村の議長さんたちにおいでいただいて意見交換を行いました。そのときにも1人区の議長さんは全員の方がそういう意見でございました。したがって、その民意にもしっかりと耳を傾けるべきである。

4番目でありまして、任意合区を行わないか

らといって、必ずしも一票の格差が広がるものではない。実際に、現在でも一票の格差は1.93でありまして、全国平均の2.17よりも低い数字となっております。

そういういろいろな議論を踏まえて、先ほど申しましたような任意合区を行わないという結論に達したということを報告したところであります。

○緒嶋委員長 そのほか、委員の皆さん方、御意見等はございませんか。

○満行委員 今、4つ、かなり突っ込んだ議論として言われたんですけど、今、口頭でさっとおっしゃったので、全体的にわからないんですが、幾つかおっしゃったのは、今までの委員会の審議の中で明らかになっている問題が多々あったんじゃないのかなと。それを受けながら、17年度の選挙区特例等特別委員会の中ではその議論をしました。そのときの議論、何回も申し上げていますが、結果的には自民党は、そのとき、次の次の選挙後に結論を引き延ばす、先延ばししますということで、私も委員でしたが、諸派は退席をして自民党だけで特別委員会で採決をし、本会議でも自民党で採決をしたということですね。

そのときの米良政美委員長のまとめた委員長報告では、「次の次の選挙の選挙区及び定数については抜本的に見直すということが県議会に課された責務であると強く申し上げ、特別委員会の報告とする」というふうにして終わってあるわけですね。今おっしゃる理由をつけて任意合区を行わない、今の16選挙区を残しますよということは、この17年度の米良政美委員長の「抜本的に見直す」というのにはならないんじゃないのかと。この17年度の報告は一体どこに行くのかなというのを、まず思ったところであります。

す。

○蓬原委員 そのとき、私は委員じゃありませんでしたので、当時の議論の詳しい中身までわかりませんが、抜本ということの中には、そのときの総定数をどこまで減らせるかということが大きなテーマで、県民の大きな焦点となるころは、各市町村議会議員の数が大きく減る中で、県議会議員はどの程度総定数を減らせるのかというのが大きな関心のようにありまして、そのときにはたしか減っていないわけですね。したがって、数をどこまで持っていくかというのが、この抜本ということでは大きな意味を持つのかなというふうに考えていまして、私も前年度、委員長でございましたが、45を40以下にする、このことが前期の米良委員長のおっしゃった抜本的ということの大きな意味を含んでおるといふふうに理解しています。

○満行委員 そもそも特別委員会の名称からして、議員定数・選挙区調査ですよ。それは17年から当然、選挙区と議員定数は一緒に議論をして——委員長報告をもう一回読んでください。「選挙区及び定数について、抜本的に見直すことが県議会に課せられた責務である」というふうに報告はまとめてあります。それが自民党の委員長の、県民の総意はここにあるという結論だと我々は理解をし、今日まで来ました。

19年度の特別委員会、これは蓬原委員長でしたけれども、基本方針1、2、3とありましたが、基本方針2には、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討をする」ということで確認をし、今年度に申し送りをしました。今年度も、6月からずっと今日まで来ました。自民党がまとまらないということで今日まで我々もずっと待っている状況

でありまして、突然、今、4つの理由をつけられて任意合区はしないということなんですけれども、我々からすると、今までこの委員会の中でも主張してきました、任意合区をなぜしたほうがいいんだという理由をずっと我々も申し上げて、そのように主張を17年、19年、20年としてきましたので、この委員会の議論というのを踏まえて、自民党は本当に今おっしゃった突っ込んだ議論という結論なのかなと、疑問符がつくところであります。

○蓬原委員 昨年度の委員長でありましたので、今おっしゃった3つの項目はしっかり心得ております。したがって、検討するということが、これは図師副委員長とともに、最終的には委員長試案ということで、広くとった場合と、とらなかった場合と我々は2つの案を出して、また、委員の中からもっと幅広く出すべきだということで、最終的には38、39、40、43まで、広い案と狭い案と10通りぐらい、たしか出したとおっしゃって、したがって、これもしっかり検討をするということでしたから、いろんな角度で我が会派の中でも議論がございました。その議論をしてきた結果が、我々の会派としてはこの方向で議論の集約を見たということであって、それは検討してこなかったということでは決していない。ちゃんと視野に入れてやってきたということを報告しておきたいと思っています。

○緒嶋委員長 ここで、総定数については、愛みやぎきが36を39に修正というか、変更されたということになると、総定数については、40か39の中で決めるということは全体的に合意できるというふうにも思うんですが、この総定数については、どうでしょうか。一応、一つずつ決めていかないかなのかなという気もするんですけど、どんなものですか。

○坂元委員 これは一番最後の課題だと思うんです。選挙区をまず決めて、最後に総定数に行かないと。

○井上委員 前回の委員会は、自民党さんが結論が出ていないからという理由で、委員会の開催すら見送ったという経緯があるんですね。その見送られた経緯というのが私たちには十分に伝わっていないということが一つあるんです。

それと、今、蓬原委員が言われた内容をずっと聞いていると、今まで委員会が開催されてきたことの議論経過というのが全く生かされていないというふうに思うんです。今、4つの意見を述べられましたけれども、そのときの委員会できちんと全国的なことも含めて、調査にも出かけていますし、だからこそ、私どもは、先ほど、満行委員が言われたように、任意合区を含めて、いろんな意味での検討ということだったと思うんです。だからこそ、今回、引き継がれた問題として、この委員会の中で何を決めていくかというときには、本当に県民の皆さんの民意がきちんと伝わる形の選挙区に仕上げていくということが大事だったと思うんです。それがまた、先祖返りみたいなことをされると、今までの議論経過はどうだったのかということになるのではないかとこのように実際思うんです。一票の格差の問題等も含めて、ずっと議論はしてきたわけですから、改めてこんなふうな言い方をされると、もう一回ゼロに戻したんですよという言い方に聞こえてくるわけです。だから、やはりもう一回、過去の議論経過というのをしっかりと見られないと、委員会総体が何回やっても同じことだと私は思うんです。しっかり、もっと議論経過を踏まえておいでにならないとだめだと思います。

○蓬原委員 先祖返りという言い方はちょっと

納得のいかない言い方だなと思います。確かに、去年1年間、しっかり議論をしてきているわけで、幅広く検討してきたわけです。いろんなことを議論した結果を申し上げているわけで、先ほど申し上げましたように、基本的には法の原則というのを我々は超えられない。

去年のことを言いますと、総務省に対して、国会の議論でも1回あったんだそうです。法の原則を変えたらどうかと、ある議員さんから質問があっけまして、それに対する総務大臣の答弁等を取り寄せたり、当時の総務大臣がお見えになったときも、私、委員長という立場で、この法律の改正はできないのかということまで申し上げ、また、事務局のほうからもそういう問い合わせをしたことがあります。しかし、この法を変えることは今のところできない、もうちょっと合併の状況等々を見ながらというような答弁だったように思っています。

そういうこともありまして、これは先祖返りということではなくて、当然、原点があって、いろんな物の見方ができないかということの議論を昨年いろいろする中で、私個人の考え方もありましたが、今、結論として、最終的には法の原点に返ってやるのが、今、宮崎県のベターだと。民意という言葉が出ましたけど、これについても、昨年の各市町村の議長さんたち、郡の議長会でしたかね、呼んで聞いたところが、先ほど言いましたように、自分のところからは、中山間地等の配慮のこともあって、ちゃんと残していただきたいと。それも議会の議長さんがおっしゃることですから、一つの民意でありますから、いろんな議論を幅広く踏まえた結果がこういうことであって、先祖返りで、何のために議論してきたんだと言われると、それは会派としては不本意でありまして、そういう結論を

出したということを申し上げておきます。

○満行委員 今、蓬原委員がおっしゃった郡市の単位、法に書いてあるとなっていますが、だからこそ、任意合区、強制合区という法の定めがあるわけですよ。それは法律ですから、何も法を侵しているわけではない。今、蓬原委員がおっしゃる原則の中に任意合区、強制合区というのはちゃんと明記されていますので、それは問題ないと思うんですが、もう一つは、県民の世論というふうにおっしゃいますけれども、郡市の議長さんたちはそうなのかもしれませんが、県民が本当に、1人区をそのまま残し、今の選挙区を16に定めるということを思っているのか。それは、自民党の皆さんがそうおっしゃるわけで、本当に県民の総意が1人区を残すということなのかというのは、もっと議論をしないといけないし、精査をしないといけない部分だろうとは思っています。

○井上委員 例えば中山間地の問題にしても、はっきり申し上げて、高千穂に住んでいらっしゃる方は宮崎市のことはわからないという、そういう発想ですか。違うでしょう。やっぱり県政の課題、問題、県民が抱えている問題については、県議会は総体的にそれを受けとめるという力がないと、そこに住んでいる者じゃないとわからんなどという発想で議論をしていったら、県議会のステータスというものはないじゃないですか。本来、私どもが県議会議員として、県議会として何をしていくのかということを考えれば、そこに住んでいないと物がわからんなどという発想で県議会というのが動いているとしたら、それは既に県議会そのものが否定されているのと同じじゃないですか。

○坂元委員 それは衆議院の300小選挙区にも言えることですからね。すべからく300小選挙区の

人たちが全国に精通していなきゃならないという理屈と一緒にありますが。ただ、選挙区の合区等については、今もありましたように、原則としては法で決められている。格差も2倍以下だという現実を踏まえれば、やはり相当な公聴会等を開いて、県民の世論を吸い上げなきゃならないということになりますから、そうなる時間の設定がないんじゃないかというのは当初議論しましたね。その辺で委員会の審議日程等を決めたわけでありますから、そういうことでこのような結論を導かれたんだと思うんです。

○井上委員 今年の委員会も、私は私どもの会派から出ている委員からもしっかり聞いているわけですが、定数を幾つにした場合には選挙区割りはどうだ、定数についてはこうだという案を持っていたわけですね。今回、それをお持ちで、それを出してこられるということですね。各選挙区ごとに、1人区を全部残した場合、定数についてはこうするという案があるということですか。

○蓬原委員 我が会派の結論の意味ですね。

○井上委員 そうです。

○蓬原委員 もう一つ報告しておりますが、いずれ、この議論になるだろうと思っていて、ただし書きの適用をどうするかということがあるわけですが、当然、これについても議論をしていかないかと思うんですが、各選挙区の定数については、まだ具体的にここをどうするというところまでは決まっておられません。ですから、これは、ステップを踏んで、去年の委員会の結論もそうでしたが、各論から入っていくとなかなか全体が決まらない。そこで、順番に設計手法を決めようということの一つの設計図をつくるわけですから、まず、40人

以下ということで大きな設計手法を決めていただいて、40人以下と決めるときに次のステップは何なんだという次の作業に入るときに、任意合区をするのかしないのかという大きな岐路がある。どちらを選択するかということで議論してきたところであります。さっきもおっしゃったように、前回、この委員会を我々の議論がまとまらずに延ばしたことについては、冒頭謝るべきでしたが、謝っておりますが、その岐路の中で、任意合区をするのかしないかということについていろいろ議論した結果が、任意合区をしないという結論に達したということなんです。

もう一つのこちらに進めば、次の選挙区定数をどうするんだと。また次の法律の原則があって、人口を基準とする法律がありますね。その次に15条8項のただし書き規定があって、いろんな状況等を考えて、ただし書き規定で配慮してもいいよと。今現在、それを3選挙区やっていますね。15条8項で宮崎市と都城市を減らして3カ所、1人ずつ割り当てています。

ですから、総定数40以下というのを決める、その次に任意合区をするのかしないかを決める、そして、その次に、どちらかに決まった段階で次の部屋割りといいますか、詳細設計に入るといのが作業の流れとしてうまくいくだろうなということで、各論から入るとなかなか全体が決まらないということで、今、我々が達した結論は任意合区をしないということにしているわけで、これが決まったら次に詳細設計に入ることですから、ここの内部までについては、ある程度、人口で計算すれば頭の中には当然ありますけれども、現在、まだ合意まで至っていないというのが現実です。

○井上委員 今回の委員の発言を聞いてみると、

まずは1人区を残すことありきで議論されていて、結論も皆さんそうしているわけですからね。自民党の会派は1人区を残すということを大前提のもとにされているわけだから、結局、今までの議論を含めてそうですけれども、1人区を残すということをまず主眼にしていろいろなことを、例えば、後づけというか、理由づけというか、そういうのを私どもは今、聞かされているということなんですね。でも、選挙区特例の特別委員会を設置して、何を私どもが考えていたかということ、県議会の改革だったじゃないですか。そういう意味で言えば、民意をよりしっかり受けとめるという力を私ども県議会も持つ、そのためにはどうしたらいいのかといたら、「以前と変わりません、全く昔の顔で出ます」というこの議論は、45の定数を残した段階のときでもそうだったじゃないですか。

○蓬原委員 私は前のことは知りませんよ。

○井上委員 お互い県議会議員なんだから、それはちゃんとわかっておいていただかないと困るわけだけど、その議論経過のときに、私は、45でそのままいったということを本当に委員として恥ずかしく思いますが、結果として、そのときの議論も含めて、やはり県民に対して、県議会の改革というのをきちんとした形で見せる、そして、皆さん方にそれを伝えるということが、この委員会の中でも本当に基本として必要なじゃないんですか。1人区を残すということだけを主眼として考えるというのは、これは大間違いじゃないですか。

○蓬原委員 さっきも申し上げましたように、議論を当然してきているわけです。その議論を進める中で総定数を決めて、次の岐路はどことかということの方針を決めて、今やってきている。それで、延ばして御迷惑をおかけしましたが、

なぜ延ばさなければいけなかったかということ、我々の会派内でかなりな議論をやってきた結果でありまして、それをありきでやってきたということではない。今おっしゃるように、改革じゃないですか。当然、今、改革の流れは受けて、我々もやっているわけでございます。その出した結論がこうだということを今、報告しているわけで、ありきだったじゃないかと言われるのはちょっとですね。議論をしてきた結果が今、こうなっているということです。

私も去年の委員長でしたから、今おっしゃったように、順番に作業を進めていかないと進まないから、最終的には一つの結論を出していかないといけないわけで、非常に苦慮しながらやっておるわけですよ。

○井上委員 前回、委員長でいらしたから、余計、私は疑問に思うわけです。今回、4つ、1人区を残す理由というのを言われましたが、これは各委員会ごとにクリアしてきた問題じゃないですか。だからこそ、各会派も39の定数の場合はこうだろうと意見を出してきたと思うんです。だから、合区も含めて、宮崎の選挙区を確定していくときには、こういう形が一番いいのではないかという意見を各会派は出したと思うんです。それを出しながらこれをやってきて、この理由が一つも私どもが納得するような理由になっていないから、今こうやって、前回、委員長だったので、御意見を申し上げているところです。

○坂元委員 今言われたのは、1人区を残すという結論ではないんです。現行選挙区で基本的にいくと。それはなぜかということ、公職選挙法で決められた、郡市によるというのが基本にあるからだということを行っているだけで、1人区を残すということはないと思います。

○緒嶋委員長 いずれにしても、今議会中に結論を出さないかというのが私たちの一つの決まりごとであるわけですが、それであれば、総定数と任意合区のことと結論を出さなければ、ただし書きのことには、次に進まんわけですね。だから、BとCについて一つの結論を出して、ただし書きをどうするかというのは次の段階というのが自民党の考え方ではないかなと思ったんですけど、BとCを一つの結論を出すということについては、まだ結論を出すのは早いですか。総定数と任意合区の問題に結論を出すということですか。

○井上委員 BとCの結論を出すということは、数で押さえ込むということじゃないですか。

○緒嶋委員長 数で押さえるのじゃなくて、結論を出すということで……。

○坂元委員 CとDを決めることはできるんじゃないですか。

○井上委員 BとCでしょうか。

○坂元委員 CとD。

○井上委員 任意合区については、私どもはみんな合区ありきだからですよ。最大限任意合区、ここが一致しないじゃないですか。

○坂元委員 だから、CとDを決めればいいんですよ。

○緒嶋委員長 ただし書きに入ると、どこを何人にするかというのが関係するから、なかなか難しいのでは。

○坂元委員 しかし、CとDはセットでしょう。

○緒嶋委員長 そういうことの絡みが出てくるわけですね。セットではあるわけですが。ただし書きを自民党はどんなふうにしますか。

○蓬原委員 うちはただし書きについては、検討しますということだから、適用するかしないのかという、それも詳細設計の中で出てくるこ

とであって……。

○満行委員 CとDを決めようじゃないかというのは、3月までに決めるという意味ですか。委員長のイメージはどのようなイメージなんですか。

○緒嶋委員長 いずれにしても、定数の地域配分まで含めて、この会期中に一応、委員会としての結論を出して、条例化は2月にしたらどうかという、議員提案は、そういう気持ちです。

○満行委員 任意合区を多くの県民が望んでいないというふうに蓬原委員はおっしゃるわけなんですけど、もう一回、去年の報告書の最後の3行を読みますが、「来年度に検討が行われる選挙区割りとは各選挙区の定数については、早期に検討が始められ、県民の意向や県内各地の実情が十分に反映された結論が出ることを願ひまして、当委員会の報告といたします」。だから、ことしの委員会をもっと早くから議論をして、県民の意向を聴取するようなやり方をすればよかったんだろうと思いますが、ここまで来て、できていない状況にある。でももう時間がありませんよとおっしゃるのは納得いかないなど。1人区を残せ、任意合区は必要でない、それが県民総意の議会改革として映っていらっしゃるのかもしれないんですが、我々はそうは思わないので、もっこの部分については議論を深めるべきだし、多くの県民から意見を聴取すべきじゃないのかなと、そのように感じます。

○蓬原委員 1人区のこだわりがあるんですが、先ほど坂元委員からもありましたように、法令どおり現行選挙区でいくという結論だったということで、私どもの報告の中で1人区を残したいという報告はしておりませんので、誤解のないようにお願いしたいと思っております。

○井上委員 どう言葉を変えようと一緒ですよ。

1人区を残すという結論なんです。だから、議論を全然深めていないのではないかというふうに疑いを持つわけです。そこは意見の違いだと言われれば……。

○蓬原委員 お互いに会派内の考えが違うだけの話で、だから相手が議論していないという言い方はおかしいですよ。

○緒嶋委員長 どうしますか。私は、11月定例議会中にできるだけ意見を集約して、B、C、Dのすべて結論を出すべきだと。そして、2月議会で条例化するというのが我々の合意であったというふうに思っております。

○井上委員 過去の議論経過というのをここまで無視されると、もう一回、ゼロに戻すんだったら、民意をしっかりと聞いてもいいじゃないですか。もう一回、公聴会をしてもいいじゃないですか。でないと、本当の意味で県民にとって納得するものになるかどうかという点は、1回も選挙がないままずっといく方たちもいらっしゃるわけで。いろんな意味で民意が本当にしっかりと伝わる形をとる、それは非常に大事なじゃないですか。もう一回、公聴会をしてもいいじゃないですか。

○緒嶋委員長 どうしますか。このままいけば平行線になる。今の議論からいえばなかなか難しいのかなど。最終的にはみんなの合意が理想でありますけれども、なかなかそうはいかないという気もするわけですね。だから、今後の進め方ですよ。

○満行委員 委員長の私案でいくと、3月で条例改正までというふうにおっしゃるんですけど、今、蓬原委員がおっしゃった1、2、3、4の3ですよ。何回もおっしゃいますが、任意合区を多くの県民は望んでいないと。民意に耳を傾けたから今の16選挙区になりますよという主張

ですから、我々は、任意合区を本当に多くの県民が望んでいない、そうは思わないんですよ。多くの県民は、真の議会改革は、選挙区も見直す、定数も見直す、それが県民の総意じゃないのかと。それを簡単に、1、2、3、4で多くの県民が望んでいないからと、そのやり方では我々は納得できない。だから、3月の結論が難しければ、延ばしてでもやるべきだろうと思います。

○鳥飼議員 委員外議員の発言はよろしいのでしょうか。

○緒嶋委員長 もうちょっと皆さん方の意見を。

○黒木委員 今、皆さんの話を聞くと、自民党が余りにも議論をしていないように言いますが、我々は何回となく、これでもか、これでもかというぐらい党議を開いたんですよ。その結果が今、蓬原委員の意見なんです。ちょっと言葉で裏を返されると、いろいろ言い方はありますけれども、本当に議論しました。だから、これ以上、うちが変わるかということは非常に難しい。これだけ議論してきて、これが変わるということは、自民党の今の考えにはないと思うんです。これまで何回となくやってきました。ですから、恐らく、持ち帰ってもこの意見が変わるとは思えません。

○坂元委員 すべてをセットした改正案を各党、持ち寄ったらどうですか。選挙区と選挙区の定数まで全部網羅した案を各党派持ち寄らないと、ここで成案を見ることはできないでしょう。その作業を始めないと。

○緒嶋委員長 そのとおりであります。できれば、きょうはきょうの段階の結論が出ればいいのかと私は思っておったんですけども、自民党以外はある程度成案というか、たたき台というか、それは出てきたと思うんですけど

も、これは大変厳しい段階に来るわけですが、自民党のそういうものが出てきた後に議論したほうがいいんじゃないかというようなことですが、それでも、そこ辺はどうですか。

○井上委員 今、話を聞いていたら、自民党は変わらないんですよと言われると、議論しても無理でしょう。

○緒嶋委員長 どこを5か6減らすかということを含めた案を持ってきたらどうかという話です。

○井上委員 もう県民の意見を聞くしかないと思うんです。

○満行委員 やっと自民党が資料2にあるように、B、Cまで来たわけですよ。委員会の議論は今からでしょう。それぞれの各会派の意向をお互いやっと出して、その中で委員会議論をして、そして成案をどうするかというのが委員会の進め方じゃないんですか。きょう、自民党が決めましたから、うちは持って帰ってももう動きませんと。それでは委員会の審査は何もならないじゃないですか。

○井上委員 やっぱりそうなるんですよ。それが困ると。

○坂元委員 ただし書きを適用するかどうかを含めて、適用する場合の案というのもし出てくるかもしれませんから、場合によっては総定数が39より下がるかもしれないということを含めて、各党各会派で一つの議案をつくってくる、集約してくると。それをたたき台にしてもむというのはどうですか。

○井上委員 会派の姿勢としてちょっと私も疑問を持つんですが、自民党さんがちゃんと何かを持ってこられたのは初めてなんです。だから、委員会はずっと延ばされてきて、この時間は非常に無駄なんじゃないかというような委員会を

ずっと繰り返すわけですけど、結論ありきで何かをされると、何ぼ議論しても本当に先は全く見えないじゃないですか。ここで委員会が議論を始めたというふうにみんなが認識するなら、県民からの意見も聞き、そういうことも含めて柔軟にしないと、これでコンクリートされていてだめですよと言われたら、議論の余地はないじゃないですか。委員会、パンクじゃないですか。

○蓬原委員 自民党が一つの結論を出したことがすべて悪いことだというふうな言い方では。逆に、我々の会派から言えば、28名の会派の中で、いろんな意見の中から集約した結果がこういうことでありますから、そちらが「自民党は変わらないの」とおっしゃるからには、逆にこちらの立場からすれば、「皆さん方はお変わりにならないんですか」ということを言いたくなるわけで、それはお互いさまじゃないんでしょうか。任意合区にするのかしないのかという考え方に分かれて、こういう議論になっていると思うんです。すべて自民党が悪いという考えは非常に不本意だなというふうに思います。議論をした結果がこれだということを今、報告しているわけであって。以上です。

○満行委員 任意合区が必要か不要かというのは、去年もずっと議論してきたわけですね。

○蓬原委員 それで結論を出したということですよ。

○満行委員 それは結論を出した。だから、各会派の考え方をお互い説明し合って、今から始まるわけじゃないですか。それで、自民党はもう変わりませんよと言われたら、それは委員会じゃないじゃないですか。

○蓬原委員 きょう報告したわけですよ。皆さんも前から変わらないということだから、そうで

あるならば、それは同じ立場。こちらが数が多いというだけの話であって、数が多いから悪者じゃないんです。そういう考え方はおかしいと思います。

○井上委員 今の御意見は、お互い変わり得るというふうに受け取っていいということですか。

○蓬原委員 さっきから、自民党がこの結論を出したことが何か悪いことみたいにおっしゃるから、そうじゃありませんよ。先延ばししたことは確かに申しわけなかったが、28という大きな数の中で一つの結論を出すには、それなりに内部で物すごく苦労してきているわけですよ。その結果がこうでした、理由はこういうことですと今、申し上げたところでありますから、それを自民党が悪い悪いと言われると、ここまで苦労してきた立場としては不本意だということをお願いしております。

○井上委員 何度も申し上げているように、そちらからの意見もわかった、こっちの意見もわかったと。お互い歩み寄れる力というのはあるのかと言ったら、ないというふうな御意見なので、そこを心配しているわけです。

○蓬原委員 それを今から議論すればいいんじゃないですか。こういうのを出して、それぞれ会派でまとめて委員会に持ってこようよということだったわけですね。それで、我々はちょっと時間はかかりましたが、意見を、いろんな立場、角度から議論をして持ってきたわけですから、おっしゃるように議論すればいいことだと。それを悪いと言われるのは非常に不本意だということを私は申し上げたんです。議論すればいいんです。

○緒嶋委員長 ほかに御意見はございませんか。

○凶師副委員長 自民党のほうの案の提案理由は説明を受けたんですが、現行選挙区を残すと

いうことは、1人区を残すという現象になるわけであって、つまり、そうなることは、複数人区選挙区から5つもしくは6つ定数が減るといふことの確認は、自民党内にはできているんですか。

○蓬原委員 15条8項のただし書きのことだと思いますが。

○凶師副委員長 違うんです。1人区を残すということは、そこから定数は引けないわけじゃないですか。ゼロになることはないわけであって、複数人区のほうから減っていくということは自民党内では十分理解できているんですか。

○蓬原委員 この結論に達したということは、議員の皆さん、当然、すべてそのことは納得していると思います。

○凶師副委員長 では、複数人区から定数が減らされる場合、現在の一票の格差よりも明らかに開く、そのあたりの確認はできていますか。

○蓬原委員 先ほど申し上げましたが、概略のある程度の選挙区割りというのが頭にあって、人間が幾らで、こうなった場合こうなるというのは、法律に人口を基本とするというのがありますから、それによって割り振っていけばわかるわけで、ある程度のイメージというのはみんなそれぞれあつての議論ですから、それは踏まえています。もっと突っ込んだ発言をすると、「こうなった場合、例えば、うちは3が2になる、2が1になる。そうなったときに、当然、同じ会派内で2が1になる、3が2になる」ということは、立場上、同じ会派内でも、どちらかが減る、そういうことは踏まえて、腹をくくって結論を出したということです。

もう一つつけ加えてよければ、むしろ、定数を減らしていくことによって、あおりを食うという言い方が果たして適切かどうかわかりませ

んが、今の会派構成の中で、数が一番厳しくなるのは自民党じゃないかなと私は思っていますけど。

○緒嶋委員長 委員外議員の意見を聞きます。

○鳥飼議員 1つは、各市の議長さんたちを呼ばれていろいろ御意見を聞かれたということですが、うちの議員は少なくともいいというような意見もあったようにお聞きしますけれども、本来、県議会議員の職務というのは何なのかというのを理解しておられるのかなと。私ども、県病院は延岡、日南にもありますが、県北地域の医療はどうあるべきかということでのいろんな調査をしたりとか、いろいろ御意見もお聞きしたりとか、提言もしておるわけで、そこら辺がしっかりとそういう方たちに伝わっているのかなというのが、一つ疑問としてございます。

それからもう一つ、委員長にお尋ねしたいのは、いろいろ議論の経緯はあったわけなんですけど、次に選挙があるのは2011年になりますね。そうしますと、立候補予定者、有権者の方々に対する周知ということも当然出てくるわけで、少なくともどれぐらいの期間を要するというふうに考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○緒嶋委員長 そういう周知の期間はできるだけ長く置きたいということで、改選直後にこの委員会をつくって、1年で結論が出ないから、少なくとも来年の3月まで、前期の2年間で結論を出そうと。そして、後の2年間で周知期間として置こうというみんなの合意の中で、こういうような形で特別委員会ができたというふうに思いますので、少なくとも2年間は周知期間を置こうというのがみんなの気持ちだというふうに私は思っております。

○権藤議員 1人区云々ということもあります

が、今回、45から40ないしは39になるということは、12～13%から15～16%減るということでもありますから、ベースとして、従来と変わらないということで行くと、非常にどこかに無理が来るんじゃないか、そういうふうに基本的に思います。そういう意味では、強制合区以外に任意合区が1つ2つ発生するというぐらいのことは、自民党さんも協議されたかもしれませんが、あっていいのではないかとというふうな柔軟性を持ってこの委員会を運営していただかないと、要するに、任意合区はゼロだということでは議論が進まないんじゃないかなと、そういう印象を持ちましたので、一言、申し上げたところでございます。

○緒嶋委員長 それぞれ意見が出たわけですが、今後の進め方でありまして、坂元委員のほうから、仮に自民党も16選挙区にするならば、その中で定数配分も決めた、党としての案を持ち寄って、それは諸派もですが、そういう形で審議したほうがいいんじゃないか、B、C、Dも絡む中で、そのほうが結論が出しやすいんじゃないかなと。私は一段階ずつと思っていたんですけども、そういう意見も出ましたが、このことについて、また皆さん方の御意見も伺いたいと思いますが、どうですか。

いずれにしても、定数を40か39、中にはそれ以下でもというのが出ましたが、定数については減ることは間違いないわけですから、私は、定数が減ることが大きな改革だと。これだけ減るということは、全国的にも減少率からいけばトップクラスということになるわけですね。宮崎県の地勢を考えた場合は、いろいろ課題はあるけれども、それだけ減らすということは大きな英断であろうというふうに思います。

マスコミが党利党略とかということを書かれ

ましたけれども、これは大変なことでありまして、そういうことも含めたマスコミの配慮というのもあってよかったんじゃないかなというふうに私は思います。減らすことの厳しさというのは、いわば、県庁職員の10%を減らす、6,000人おれば600人減らすのと同じぐらいの、1割減らすというのはそれぐらいの重みがあると我々は自覚を持って取り組まないかんのですから、大変なことなんです。そういうことを十分理解してもらいたいというふうに思います。

今後の話の中で、私は、坂元委員の提案というのは一つの提案としては重く受けとめないかなという気もするんですけども、ここで諸派の皆さん方の御意見も聞いて進めたいと思います。どうですか。

○井上委員 その委員会の持ち方については、一回持って帰らせてもらって、会派内で議論させていただきたいと思います。しばらく時間をいただければと思います。

○緒嶋委員長 時間をですか。

○井上委員 でないと、こっちは変わらないと言っているのに、こっちだけ変われと言われると、それもまたですね。

○緒嶋委員長 公明党の皆さんはどうですか。党議持ち帰りをさせてほしいということですが。

○河野哲也委員 持ち帰る内容を整理してもらえますか。

○緒嶋委員長 持ち帰りというのは、任意合区のことを持ち帰りということになるわけですか。

○井上委員 いや。先ほど言われた、坂元委員案を持って帰って……。

○坂元委員 はっきり言って、今、議論が分かれていて、これが集約できるとはとても思えませんから、議案の形で審議してもまないと、い

つまでもずっと平行線をたどるなと思うから。この作業は、自民党県議団が一番の難作業ですよ。具体的に数をはめていくわけですから。そこで成案を得たものを各会派持ち寄って、12月中に議案を一本化するというこの作業にいかないと、A、B、Cがどうだこうだといつまでも言っていたってしょうがないじゃないかと。

○井上委員 それで委員会を今後続行していかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○緒嶋委員長 持ち帰りの提案が出ましたが、ちょっと休憩して……。

○福田委員 この委員会で合意事項があるんですね。12月までには成案を得て、2月の定例県議会で条例化すると。これだけは守らなければ、対外的に打ち出しているわけですから、おかしいと思うんですね。2年間やって。同じことを繰り返し繰り返しやって——どこかでは結論を得ると。そのように要求をいたします。

○緒嶋委員長 皆さん認識は同じだと思いますので、その方針で進みます。

今、党議持ち帰りということが出ましたので、持ち帰りということで、暫時休憩したいと思いますが、いいですか。

○西村議員 確認したいと思いますが、自民党案でいきますと、今の現選挙区のまま減らす、5か6減らすということであれば、1人区がさらに拡大することも念頭に置いてということでしょうか。

○蓬原委員 さっき言いましたように、イメージとしては人口配分で計算したのがありますから、結果として、あると思います。

○西村議員 2が1になって……。

○蓬原委員 2が1になって、あると思います。

○満行委員 自民党の皆さんから、3月までに

成案をせないかん、条例を変えないかんというのは既定事実だというふうにおっしゃるんですけど、どうも今までの委員長報告とか見ても、そういう確認をいつしたのかなと思いますけど、それを一回確認をさせてほしいと思います。

○緒嶋委員長 書記にそこあたり、議事録で。

○松下書記 第1回目の委員会、5月8日にあります。その最後のほうで、委員長が発言をされて確認をしているんですが、委員長の発言を読みますと、「必要に応じて、できるだけ休会中の委員会等も、委員会とか公聴会含めて、そういうことで皆さん方の協力を得て、できるだけことしの12月までに特別委員会としての結論を出すという方針で進むということですか」「『異議なし』と呼ぶ者あり」「それでは、そのように決定させていただきます」という議事録が残っております。

○緒嶋委員長 そういうことであります。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時48分再開

○緒嶋委員長 委員会を再開いたします。

会派持ち帰りということでありましたので、満行委員のほうから。

○満行委員 坂元委員から、各会派、条例案を持ち寄ってやればということだったんですけど、先ほど、黒木覚市委員から、ここできょう出したのは、自民党は十分党議したので変わらんよと。だったら、次、お互い出したら、それで自民党案は変わらないということだったら、議論にならないということですね。それが自民党の結論であれば、これは決裂しかないんだろうなと。議論ということは、お互いに意見を出し合って、それぞれの考え方を歩み寄って変えようと

いうことだから、そのところをまず委員長に確認していただかないと。

○坂元委員 適用条項を適用するかどうかということも、私どもははっきり言って結論を出していません。ですから、そこ辺を考えれば、具体的な選挙区ごとの定数を決めて、そして適用するのかもしれないのかということ、我々もまだ結論を出していないんですよ。議案で選挙区ごとの定数なんかを決めれば、A、B、C、D、おのずと全部解決すると。その党内作業が極めて難航するだろうというふうに私は思っていますから、まずそこら辺をきちっと自民党もまとめて、最終的な党の結論として出せということのほうが望ましいんじゃないかと。皆さん方も任意合区した案とかいろいろ示せばいいと思っているんです。

○満行委員 お互い出しますね。でも、自民党は十分議論をしたので変わらんよとテーブルに出されれば、自民党の案でということになっちゃうから、そこを確認をしているわけです。

○緒嶋委員長 今、自民党の任意合区のところはそうですけど、どこを減らすとか、定数を減らすとかというのはまだ決めていないわけだから、全体のことを含めた案をということでもありますから、任意合区がだめだから決裂だということじゃなくて、全体を見ながら結論を出さなきゃいかんわけだから、私は、そういう提案というのは尊重しなきゃいかんのかなという気はしております。

○満行委員 自民党から出された案は、この委員会で変わり得る議論ができる、それが保証できるということですね。

○蓬原委員 それは当然、これは委員会ですから、会派でまとめたものを持ち寄る、議論をするということだと思います。それはお互いさま

ですよ。さっきから議論していますね。何かこっちだけが受け手になって、こっちに言われているというのも、さっきから変な雰囲気だなと思っているんだけど、当然、持ち寄るわけだから、後は委員長采配でこの委員会を進められるものだと思います。

○坂元委員 極端な場合は党議拘束あり得ないかもしれないということも考えなきゃいけないと思うんです。

○緒嶋委員長 公明党、河野委員はどうですか。

○河野哲也委員 結局、この委員会が昨年度から続いている中で、委員長、副委員長のA、B案というのがあって、一つは任意合区を限りなく進める案、もう一つは現選挙区での人口比例という考え方で提案していただいた中で、調査もさせていただき、そして議論もさせていただきました。どこまで減数できるのかという議論で39ということで、任意合区になったときに、郡部関係というか、中山間の住民の方の御意見を聞いていくと、僕たちは形として限りなく任意合区ということで、減数というスタンスで提案していったんですけれども、我々の地元から議員が出るということは保証できるのかという、そういう部分もあって、その議論の中でどうしても消えなかったという部分がありました。AかBかとなったときに、委員長、副委員長の提案のB案ということであったんですけれども、本当に議論もしっかり深めていかないと、いろいろな部分で残すのかなという気がしますので、お時間をいただきたいなと思います。

○井上委員 民主党の会派としては、先ほど、坂元委員から出ました、そして今、満行委員からも確認をしました内容を踏まえて、お互いが歩み寄るということをお大原則に、委員会としての議論を尽くすということをお大前提として、今

の坂元委員の案についてはのむということにいたしました。

今までは、委員会を確定していても、御都合で委員会が開催されないこととかあったんですが、スピードを上げるためにも、もっと議論を尽くすためにも、休会中でも議論を深めると。そして、適宜、委員会を開催すると。決まった日しか議論をしないとかしないで、適宜、議論をするということをお委員の方から確認をしていただいて、十分に議論をするというふうにして、委員会を開催されたときには、全然意見が固まっていないなどということがないように、お互いが議論を尽くすということをお確認していただきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 これまで足踏みというか、なかなか一つの結論を出せませんで、いろんな議論をしてきましたから、御迷惑もおかけしましたが、今、内部で話しているところは、これからも、この会期中、そして閉会中にかかわらず、その都度、党議を開いて議論を深めていかなければいけないという話をしているところでございました。そのとおりだと思っています。

○井上委員 重ねてですけれども、自民党案が委員会の案を超すというようなことはないというふうにお確認をしてよろしいですね。

○蓬原委員 超すとはどういう意味ですか。

○井上委員 自民党案が出たら、それ以上のものは絶対そこから動かないなどというようなことはない、先ほどの満行委員と同じなんですけれども、私のほうからも確認を。

○黒木委員 私がさっき言ったのは、任意合区の問題で、ほかのことは今、言うように、きちっと決めていないんですけれども、任意合区をしないというふうなことについては、いろんな議論を自民党はして、これは随分積み重ねてきて、

ここは任意合区はしないということで全会一致で決めたんですよ。これを変えたら、自民党会派はパンクします。そういうことは絶対させてはならんと思うから、任意合区はしないと決めておるんだと。これはしようがない。今まで議論してきたんですから。持ち帰って、皆さん、議論してくださいと言うから、持ち帰って議論したんですよ。これを変えるはずはないです、はっきり言って。

○緒嶋委員長 そういういろいろなこともある中で、一つの議案として成案をして、どこを何名にするとか、ただし書きも、こうするとか、しないとか、そういうものを含めた各会派の案を持ち寄って議論した方が結論が早いんじゃないかということの坂元委員の提案であったんですけど、全体を含めて、そういうことで進めたほうがいいんじゃないかという意見であります。これで進めたらどうですか。そういうことで進めさせてもらわんと前に進まない。一步一步でもと思ったけれども、各会派がすべて結論を決めて、その中で十分議論をすると。それしかないんじゃないかなという気がするんですが、そういうことでいいですか。

○井上委員 再確認なんです、委員長に強く望みたいのは、本当に県民の民意にかかわる内容なので、強行的に数で押さえ込むというようなことは、決してあってはいけないと思うんです。委員会審議を十分尽くす、そのための時間を確保したいと思うのは、皆さんそれで合意したわけだから、そこはお願いしたいと思いますが、委員長がそのところについては、両方コンクリートしているから全然だめだというんじゃないなくて、やはり議論を尽くすということに心砕いていただくように、再度要望しておきたいと思います。

○緒嶋委員長 自民党そのものがまだ議論が固まっていないわけですから、コンクリートとか何とかいう話はまだ今出る話ではないんですよ。まだどういう形になるかわからんわけですよ。そういうものを含めて、慎重に審議していかんやいかんというのは、私もそう思います。

そこで、次に進みますが、今の皆さん方のそれぞれの議案としてのものを持ち寄るということであれば、1回の委員会でそれこそ議論を尽くすということであれば、終わるかどうかわからない気もします。今までの委員会の予定では、最終日の前の12月16日が我々の定数委員会の予定でありましたが、その前にもう一回、委員会を開いたほうがいいんじゃないかという気がするんですが、このあたりはどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 そうなりますと、いつ開くかというのがまた問題であります。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 一任でいいですか。その辺の結論の時期等も含めて検討していただかんと、一任にして一部分が漏れてもいかんので、いろいろ皆さん方の立場も考えながら決めていかんかと思っておりますが、ここで明確な日にちを決めるがいいか、一任で後で相談するというものでいいか。

○蓬原委員 それぞれ都合はありまじょうが、議会開会中はみんな出てきているわけでありまして、そのあたりはスケジュールと合わせて、そちらでやっていただいて決められたほうがすんなりいくと思っております。

○緒嶋委員長 この中で一つ私が懸念するのは、一般質問が始まるのが12月4日からですね。その前が決算特別委員会の主査報告が2日の予定のようではありますが、12月1日、3日が休会と

いうふうにもなっておりますが、そのあたりを念頭に置きながら一任ということでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、日にちについては、皆さん方ともまたそれぞれ個別にも相談しますが、そのあたりをめぐりに一任いただくということでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、きょうのところは、これで委員会を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員 委員長の言われるには、あと2回ですね。

○緒嶋委員長 休会のとくに一日で終われば、それでいいんです。それで結論が出なかった場合のことを想定して……。

○黒木委員 今言うように、2回で、この議論が最終段階までいくのかどうか、ちょっと心配するところです。ですから、次の1日か2日にやって、どこまでいくか。最終の特別委員会の時までにもう一回やらないかんというときには、もう一回でも二回でもやるという確認だけはしておってください。

○緒嶋委員長 それは当然のことですので、この議会中に委員会としての結論を出すということは皆さん、確認していただきたいと思いますが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 そういうことを含めて、必要に応じて委員会は、一応、12月上旬に開きますが、その次をいつ開くかということはまた改めて相談いたします。そういうことでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、これできょうの委員

会は終わります。

午後0時2分閉会